

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表

(2026年1月1日改定)

掲載日 2025年12月5日

■投資信託非課税口座等規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
2 非課税口座開設届出書等の提出等	2 非課税口座開設届出書等の提出等
(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期限までに、取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき非課税口座開設届出書（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座開設届出書に加えて <u>非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書</u> 、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、 <u>非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書</u> ）を提出するとともに、取引営業所等に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第 <u>19</u> 項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第 <u>32</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所をいいます。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、 <u>非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書</u> については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、非課税口座廃止通知書が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。	(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期限までに、取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき非課税口座開設届出書（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座開設届出書に加えて勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、取引営業所等に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第 <u>20</u> 項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第 <u>33</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所をいいます。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、非課税口座廃止通知書、 <u>非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で非課税口座廃止通知書に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書</u> が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (同左)
(4) 2018年1月1日以降に非課税口座を開設したことがある場合には、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書が添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に非課税口座開設届出書の提出をすることはできません。	(4) 2018年1月1日以降に非課税口座を開設したことがある場合には、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して非課税口座開設届出書を提出する場合又は非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に非課税口座開設届出書の提出をすることはできません。
(5)～(8) (略)	(5)～(8) (同左)

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月1日改定）

現 行	改定後
<p>3の3 特定累積投資勘定の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、<u>非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書</u>が提出された場合は、<u>所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供</u>があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>3の3 特定累積投資勘定の設定</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、<u>勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供（以下「廃止通知の提出又は提供」といいます。）</u>があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>当該廃止通知の提出又は提供</u>があった場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>8 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第31項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものと除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p>	<p>8 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第32項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものと除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p>
<p>12 非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約の解除</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約は解除されます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第37条の14第22項第1号に定める（非課税口座）継続適用届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第24項に定める（非課税口座）帰国届出書の提出をしなかった場合 法第37条の14第26項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>③ 法第37条の14第22項第2号に規定する出国届出書の提出があつた場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14第26項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>12 非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約の解除</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約は解除されます。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 法第37条の14第23項第1号に定める（非課税口座）継続適用届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第25項に定める（非課税口座）帰国届出書の提出をしなかった場合 法第37条の14第27項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>③ 法第37条の14第23項第2号に規定する出国届出書の提出があつた場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14第27項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤～⑦ (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p>13 未成年者口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 未成年のお客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期限までに、取引営業所等に対して法第37条の14の2第5項第1号</p>	<p>13 未成年者口座廃止届出書の提出等 <u>（削除）</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月1日改定）

現 行	改定後
<p><u>及び同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書又は未成年者口座開設届出書及び未成年者非課税適用確認書若しくは未成年者口座廃止通知書を提出するとともに、取引営業所等に対して施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所をいいます。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では、別途税務署より交付を受けた未成年者非課税適用確認書を併せて受領し、当行にて保管します。</u></p> <p><u>(2) 当行に未成年者口座を開設している未成年のお客さまは、取引営業所等又は他の金融機関若しくは証券会社に、未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書及び未成年者口座開設届出書を提出することはできません。</u></p> <p><u>(3) 未成年のお客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書を取引営業所等に提出してください。</u></p> <p><u>(4) 未成年のお客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、取引営業所等に対して未成年者口座廃止届出書を提出した場合又は法第37条の14の2第20項の規定により未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に未成年のお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</u></p> <p><u>(5) 当行が未成年者口座廃止届出書（未成年のお客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、未成年のお客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の未成年者口座廃止届出書を除きます。）の提出を受けた場合には、当行は未成年のお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する未成年者口座廃止通知書を交付します。</u></p> <p><u>(6) 未成年者口座及び課税未成年者口座は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の開設の申込みをお断りするほか、未成年のお客さま名義の投資信託に係る取引を停止すること並びに未成年のお客さまに通知することにより未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>①～③（略）</u></p> <p><u>(7) 代理人を変更する場合、変更後の代理人が前項各号の全てを満たす場合に限り、変更することができ、前項各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の代理人の変更をお断りすることができるものとします。また、変更後の代理人が前項各号のいずれかを満たさなくなった場合は、未成年のお客さま名義の投資信託に係る取引を停止すること並びに未成</u></p>	
	(削除)
	<p><u>(1) 未成年のお客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書を取引営業所等に提出してください。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
	(削除)
	<p><u>(2) 未成年者口座及び課税未成年者口座は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の開設の申込みをお断りするほか、未成年のお客さま名義の投資信託に係る取引を停止すること並びに未成年のお客さまに通知することにより未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>①～③（同左）</u></p> <p><u>(3) 代理人を変更する場合、変更後の代理人が前項各号の全てを満たす場合に限り、変更することができ、前項各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の代理人の変更をお断りすることができるものとします。また、変更後の代理人が前項各号のいずれかを満たさなくなった場合は、未成年のお客さま名義の投資信託に係る取引を停止すること並びに未成</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月1日改定）

現 行	改定後
年のお客さまに通知することにより未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約を解約することができるものとします。	年のお客さまに通知することにより未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約を解約することができるものとします。
<p>14 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2016年から2023年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) 前項の非課税管理勘定は、未成年者非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、未成年者口座廃止通知書が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行に未成年のお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2024年から2028年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>14 継続管理勘定の設定</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2024年から2028年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>
<p>15 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理します。</p>	<p>15 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいい、第24条から第26条及び第32条第1項を除き、以下同じとします。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）又は継続管理勘定において処理します。</p>
<p>19 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①～③ （略）</p>	<p>19 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>未成年のお客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①～③ （同左）</p>
<p>20 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>前2条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は<u>災害等による返還等</u>が生じた場合には、これらの事由が生じたときに未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。</p>	<p>20 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>前2条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は<u>災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）</u>が生じた場合には、これらの事由が生じたときに未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。</p>
<p>21の3 出国時の取扱い</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、未成年のお客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じとします。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>21の3 出国時の取扱い</p> <p>(1)～(2) （同左）</p> <p>(3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、未成年のお客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じとします。）をした後、当行に<u>施行令第25条の13の8第12項第6号に規定する</u>未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月1日改定）

現 行	改定後
<p>27 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止 前2条に定める要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。 <u>(新設)</u></p>	<p>27 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止 <u>(1) 前2条に定める要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。</u> <u>(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座を廃止いたします。</u> <u>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u> <u>② 未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u> <u>③ 2026年1月1日</u></p>
<p>32 <u>未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示</u> (1) 未成年のお客さまが受入期間内に、当行で購入の申込みにより取得をした上場株式等（<u>未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に定める上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、</u>第23条に定める上場株式等をいいます。以下この項において同じとします。）を<u>未成年者口座又は</u>課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に取引営業所等に対して<u>未成年者口座又は</u>課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特に申出がない場合は、当行所定の口座による取引とします。 (2)～(3) (略)</p>	<p>32 課税未成年者口座取引である旨の明示 (1) 未成年のお客さまが受入期間内に、当行で購入の申込みにより取得をした上場株式等（第23条に定める上場株式等をいいます。以下この項において同じとします。）を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に取引営業所等に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特に申出がない場合は、当行所定の口座による取引とします。 (2)～(3) (同左)</p>
<p>34 非課税口座のみなし開設 (1) 2024年以後の各年（その年1月1日において未成年のお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日において未成年のお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、取引営業所等において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、未成年のお客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して<u>非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行と未成年のお客さまとの間で<u>特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）</u>が締結されたものとみなします。</p>	<p>34 非課税口座のみなし開設 (1) 2024年以後の各年（その年<u>の</u>1月1日において未成年のお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日において未成年のお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、取引営業所等において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、未成年のお客さまがその年<u>の</u>1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して<u>法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行と未成年のお客さまとの間で<u>同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約</u>が締結されたものとみなします。</p>
<p>35 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約の解除 (1) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約は解除されます。 ① (略) ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項の規定により未成年のお客さまが未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた日 <u>(新設)</u> ③ 施行令第25条の13の8第30項に規定する未成年者出国届出書の提出があった場合 出国日 ④ 未成年のお客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>施行令第25条の13の8第20項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p>	<p>35 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約の解除 (1) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約は解除されます。 ① (同左) ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項<u>第1号</u>の規定により未成年のお客さまが未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた日 ③ <u>第27条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合</u> <u>法第37条の14の2第20項第2号の規定により未成年のお客さまが未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた日</u> ④ 施行令第25条の13の8第30項に規定する未成年者出国届出書の提出があった場合 出国日 ⑤ 未成年のお客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>法第37条の14の2第20項第1号に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年1月1日改定）

現 行	改定後
<p>⑤ 未成年のお客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続が完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する施行令第25条の13の5に規定する未成年者口座開設者死亡届出書の提出があった場合 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約により未成年者口座を開設された未成年のお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ 投資信託口座に係る契約が解約されたとき 当行所定の日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき 当行所定の日</p> <p>(2) 前項⑥及び⑦の場合には、当行所定の日に未成年のお客さまから未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>⑥ 未成年のお客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する施行令第25条の13の5に規定する未成年者口座開設者死亡届出書の提出があった場合 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約により未成年者口座を開設された未成年のお客さまが死亡した日</p> <p>⑦ 投資信託口座に係る契約が解約されたとき 当行所定の日</p> <p>⑧ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき 当行所定の日</p> <p>(2) 前項⑦及び⑧の場合には、当行所定の日に未成年のお客さまから未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2024年1月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2026年1月1日</u>から実施します。</p>

以 上